

あぶくま高原道路 道路管理等業務委託

公募型プロポーザル募集要領 <平成29年度版>

1 目的

この要領は、東北自動車道「矢吹 IC」と磐越自動車道「小野 IC」を結ぶ延長 L=35.9km の自動車専用道路である「(主) 矢吹小野線 (あぶくま高原道路)」のうち、福島県道路公社 (以下「道路公社」という) が管理する「矢吹 IC」から「福島空港 IC」間 L=13.6km 区間における道路利用者の安全・安心を守るための体制を確保すること及び料金収受を目的に、公募型プロポーザル方式(以下「プロポーザル」という。)により業務委託者を募集・決定する際の手続きについて、必要な事項を定めるものである。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

あぶくま高原道路 道路管理等業務委託

(2) 業務内容

本業務は、あぶくま高原道路の道路管理等業務を委託するものである。

<あぶくま高原道路 道路管理等業務>

矢吹 IC ~ 福島空港 IC L=13.6km W=7.0(10.5)m

交通管理業務、道路維持補修業務、雪氷業務

<あぶくま高原道路 料金収受業務>

【総価契約】

①料金収受業務	矢吹料金所での料金収受 1式
②交通管理業務 (情報連絡、交通巡視)	道路延長 L = 13.6km、3回/日
③道路維持業務 (道路清掃、除草、植栽管理)	道路延長 L = 13.6km 域内清掃 A = 157,000m ² 除草 A = 281,918.4m ² 植栽管理 高木340本、中木775本、 低木881m ²

【単価契約(主な工種)】

①交通管理業務 (緊急出動)	720時間
②舗装補修業務	段差補修(10.0mm) A = 20m ² 目地補修工 A = 1,000m
③路面標示業務	外側線 (W=20cm) L = 1,350m ゼブラ (W=45cm) L = 480m
④防護柵補修業務	ガードレール L = 8m ガードケーブル L = 120m
⑤その他補修業務	立入防止柵補修 L = 4m ふとんかご L = 2m
⑥雪氷業務	道路延長 L = 13.6km 平日 (昼間13h、時間外31h、深夜29h) 休日 (昼間16h、深夜20h)
⑦除雪業務	道路延長 L = 13.6km 平日 (昼間18h、時間外22h、深夜22h) 休日 (昼間31h、深夜11h)

(3) 履行期限

平成30年3月31日まで

(4) 業務の規模

本業務の参考業務規模として、195百万円程度（総価契約、単価契約の合計）を想定しています。

3 参加資格等

提案書を提出する者は、事業協同組合（以下「協同組合」という。）あるいは共同企業体であって、協同組合は(1)の要件を、共同企業体は(2)の要件をすべて満たしていることとする。

(1) 協同組合にあつては次の要件を満たしていること。

ア 定款で道路の維持管理の共同受注を目的としていること。

イ 組合員は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 協同組合は建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業の許可を得ている者であること。又は、同要件を満たしている1者以上の組合員を含むこと。

（建設業許可書の写しを参加表明書に添付すること。）

エ 組合員は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に該当しないものであること。

オ 組合員は、福島県平成29・30年度工事等請負有資格者名簿の一般土木工事において、格付等級がB等級以上の者であること。なお、A等級の組合員を1者以上含むこと。

カ 組合員は、県南建設事務所、石川土木事務所、三春土木事務所管内のいずれかに主たる本店又は支店・営業所(※)を有する者であること。

※支店・営業所とは、県内に本店を有する者（県内業者）の支店・営業所であつて、福島県平成29・30年度工事等請負有資格者名簿に記載された委任先をいう。

（建設業許可書、法人登記簿等、証明できるものの写しを参加表明書に添付すること。）

キ 組合員の数は3者以上とし、県南建設事務所及び石川土木事務所管内の組合員が各1者以上含まれていること。

ク 協同組合は過去5年間に国及び地方公共団体から次に示す業務の全てを受注した実績（元請けとしての実績に限る）があること。又は同要件を満たしている1者以上の組合員を含むこと。

①同業種：道路維持補修業務、舗装維持修繕業務

②交通管理業務

③除雪業務

（実績等の確認できる資料は、提案書等（様式-5-3）によるものとする）

ケ 道路公社（旧 あぶくま高原有料道路管理事務所）に主任技術者を専任で常時1名以上配置できる者であること。

なお、主任技術者とは、建設業法でいう主任技術者と同等の資格要件を有するものとする。

（専任で常時配置できる主任技術者の名簿は、提案書等（様式-5-1、様式-5-2）によるものとする）

コ 緊急時の通行規制等に対応するため、交通管理員として、担当者を2名以上及び作業員を10名以上の合計12名以上の要員を配置できる者であること。

- (交通管理員及び作業員の名簿は、提案書等(様式-5-1)によるものとする)
- サ 除雪作業に係わる作業員として、「非常体制時」にパトロール要員2名以上、除雪機械のオペレーター4名以上を配置できる者であること。
なお、配置予定の除雪機械は、「除雪トラック」「凍結防止剤散布車」のため、除雪機械のオペレーターは大型免許の資格を有するものとする。
(除雪時パトロール要員及び除雪機械のオペレーターの名簿は、提案書等(様式-5-1、様式-5-2)によるものとする)
- シ 料金收受作業に関わる作業員として、通行量増大時に2ゲート徴収対応のために2名以上を配置できる者であること。
(料金收受員の名簿は、提案書(様式-5-1)によるものとする)
- ス 組合員のうち半数以上は、あぶくま高原道路の「矢吹IC」「矢吹中央IC」「玉川IC」「福島空港IC」のいずれかのICに概ね30分で到着可能な場所に主たる本店又は支店・営業所を有する者であること。主たる本店又は支店・営業所からICまでの移動には高速道路の利用も可能とし、走行速度は一般道40km/h、あぶくま高原道路70km/h、東北自動車道100km/h、磐越自動車道80km/hとし算出する。
(最寄りICまでの到着時間の資料は、提案書等(様式-5-4)によるものとする)
- セ 組合員は、他の協同組合の組合員又は共同企業体の構成員と重複してはならない。

(2) 共同企業体にあつては次の要件を満たしていること。

- ア 構成員は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 構成員は、建設業法(昭和24年法律第100号)の許可業種土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業の許可を得ている者であること。
- ウ 構成員は、福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱に基づく入札参加資格制限中でないこと。
- エ 構成員は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に該当しないものであること。
- オ 構成員は、福島県平成29・30年度工事等請負有資格者名簿の一般土木工事において、格付等級がB等級以上の者であること。なお、代表構成員はA等級の者であること。
- カ 構成員は、県南建設事務所、石川土木事務所、三春土木事務所管内のいずれかに主たる本店又は支店・営業所(※)を有する者であること。
※支店・営業所とは、県内に本店を有する者(県内業者)の支店・営業所であつて、福島県平成29・30年度工事等請負有資格者名簿に記載された委任先をいう。
- キ 構成員の数は3者以上とし、県南建設事務所及び石川土木事務所管内の構成員が各1者以上含まれていること。
- ク 各構成員の最低出資比率については、構成員数で均等割した数値の10分の6を下限として定めるものとする。なお、代表構成員は出資比率が構成員中最大であること。
- ケ 協同企業体は過去5年間に国及び地方公共団体から次に示す業務の全てを受注した実績(元請けとしての実績に限る)がある1者以上の構成員を含むこと。
①同業種：道路維持補修業務、舗装維持修繕業務
②交通管理業務
③除雪業務
(実績等の確認できる資料は、提案書等(様式-5-3)によるものとする)
- コ 道路公社(旧 あぶくま高原有料道路管理事務所)に主任技術者を専任で常時1名

以上配置できる者であること。

なお、主任技術者とは、建設業法でいう主任技術者と同等の資格要件を有するものとする。

(専任で常時配置できる主任技術者の名簿は、提案書等(様式-5-1、様式-5-2)によるものとする)

サ 緊急時の通行規制等に対応するため、交通管理員として、担当者を2名以上、及び作業員を10名以上の合計12名以上の要員を配置できる者であること。

(交通管理員及び作業員の名簿は、提案書等(様式-5-1)によるものとする)

シ 除雪作業に係わる作業員として、「非常体制時」にパトロール要員2名以上、除雪機械のオペレーター4名以上を配置できる者であること。

なお、配置予定の除雪機械は、「除雪トラック」「凍結防止剤散布車」のため、除雪機械のオペレーターは大型免許の資格を有するものとする。

(パトロール員及び除雪機械のオペレーターの名簿は、提案書等(様式-5-1、様式-5-2)によるものとする)

ス 料金收受作業に関わる作業員として、通行量増大時に2ゲート徴収対応のために2名以上を配置できる者であること。

(料金收受員の名簿は、提案書(様式-5-1)によるものとする)

セ 構成員のうち半数以上は、あぶくま高原道路の「矢吹IC」「矢吹中央IC」「福島空港IC」のいずれかのICに概ね30分で到着可能な場所に、主たる本店又は支店・営業所を有する者であること。主たる本店又は支店・営業所からICまでの移動には高速道路の利用も可能とし、走行速度は一般道40km/h、あぶくま高原道路70km/h、東北自動車道100km/h、磐越自動車道80km/hとし算出する。

(最寄りICまでの到着時間の資料は、提案書等(様式-5-4)によるものとする)

ソ 構成員は、他の協同企業体の構成員又は共同組合の組合員と重複してはならない。

4 プロポーザルの提案課題、評価項目・配点

プロポーザルの評価項目・配点は、下表のとおりとする。

評価項目	評価着目点		判断基準
予定技術者 (50点)	主任技術者	技術者が有する技術者資格及びその分野 (10点)	以下の順位で評価する。 ①1級土木施工管理技士 ②1級建設機械施工技士 ③2級土木施工管理技士 ④2級建設機械施工技士 ※上記以外は評価しない。 (様式-5-2「主任技術者主要業務実績表」)
		過去5年の同種業務の実績内容 (5点)	以下の順位で評価する。 ①同種業務の実績がある ※上記以外は評価しない。 (様式-5-2「主任技術者主要業務実績表」)
		配置 (5点)	以下の順位で評価する。 ①専任で2名以上配置する ※上記以外は評価しない。 (様式-5-1「業務実施体制」)
	交通管理員	配置	以下の順位で評価する。

		(5点)	①3名以上配置する ※上記以外は評価しない。 (様式-5-1「業務実施体制」)
	作業員	配置 (5点)	以下の順位で評価する。 ①11名以上配置する ※上記以外は評価しない。 (様式-5-1「業務実施体制」)
	除雪機械のオペレータ	過去5年の同種業務の実績内容 (5点)	以下の順位で評価する。 ①同種業務の実績 ※上記以外は評価しない。 (様式-5-2「除雪機械オペレータ主要業務実績表」)
		配置 (5点)	以下の順位で評価する。 ①5名以上配置する。 ※上記以外は評価しない。 (様式-5-1「業務実施体制」)
	料金収受員	過去5年の同種業務の実績内容 (5点)	以下の順位で評価する。 ①同種業務の実績 ※上記以外は評価しない。 (様式-5-2「料金収受業務実績表」)
		経験者の配置 (5点)	以下の順位で評価する。 ①料金徴収業務経験者を3名以上配置する。 ※上記以外は評価しない。 (様式-5-1「業務実施体制」)
地域における管理精通度 (20点)	受注管理業務実績		以下の順位で評価する。 ①県南建設及び石川土木事務所管内で同種業務について受注実績がある。 ※上記の「業務」は、国及び地方公共団体の発注業務とする。 ※上記以外は評価しない。 (様式-5-3「受注管理業務実績」)
連携・連絡体制に対する提案 (20点)	「平常時」「緊急時」の共同企業体・協同組合の役割分担・連携・連絡体制（指揮系統の明確化等）が的確となっているか		複数の管内の企業が維持管理に携わることとなるため、役割分担、連携・連絡体制が確立されるような提案に対して優位に評価する。 (様式-4-1「提案書－連携・連絡体制に対する提案」)
自動車専用道路の維持管理全般に対する提案 (40点)	安全性・的確 (20点)		<安全性・的確性> 24時間体制の自動車専用道路における維持管理の安全性・的確性が確保されている提案に対して優位に評価する。 (様式-4-2「提案書－自動車専用道路の維持管理全般に対する提案」)

	創意工夫 (20点)	<創意工夫> 維持管理において創意工夫(コスト削減・安全性の向上)が図られるような提案に対して優位に評価する。 (様式-4-2「提案書-自動車専用道路の維持管理全般に対する提案」)
緊急時の対応に関する提案 (20点)	緊急時における初動態勢の確保が的確となっているか	緊急時の通行規制やインターチェンジ閉鎖などの対応が迅速に行えるような提案に対して優位に評価する。 (様式-4-3「提案書-緊急時対応に対する提案」)
料金収受に関する提案 (20点)	お客様への対応が的確となっているか	料金収受時お客様に不快感を与えないような対応方法やクレームに対する対応方法についての提案に対して優位に評価する。 (様式-4-4「提案書-料金収受に対する提案」)
合計 170点		

5 手続き等

(1) 担当部局等(事務局)

福島県西白河郡矢吹町下宮崎166番地

福島県道路公社 事務局総務グループ

電話番号 0248-41-2171

ファクシミリ 0248-41-2174

電子メール soumu@dorokosha-fukushima.or.jp

(2) 手続き開始の公告等

プロポーザルの手続き開始については、福島県道路公社ホームページ (<http://www.dorokosha-fukushima.or.jp/>) により公告する。

(3) 募集要領等の配付

①配付方法

応募に必要な書類は、福島県道路公社ホームページ (<http://www.dorokosha-fukushima.or.jp/>) に掲載すると共に、5の(1)の場所において配布する。

②配布期間

平成29年2月15日(水)から平成29年2月21日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日は除く。)の9時から17時までとする。

(4) 業務内容の閲覧

①閲覧場所

5の(1)の場所において、金額抜き設計図書及び仕様書等を閲覧に供する。

②閲覧期間

平成29年2月15日(水)から平成29年3月17日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日は除く。)の9時から17時までとする。

6 不明の点がある場合の質疑について

(1) 質問書(様式-1)の受領期限並びに提出場所及び方法

質疑事項がある場合、質問書（様式－１）を用い、平成２９年２月２１日（火）１７時００分までに、上記５の（１）に持参又は郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

なお、ファクシミリ又は電子メールによる場合は、必ず電話で送信確認をしてください。郵送による場合は受領期限内に必着としてください。

（２）質問書に対する回答期限及び回答方法

平成２９年２月２４日（金）までに、質問回答書（様式－２）を福島県道路公社ホームページ（<http://www.dorokosha-fukushima.or.jp/>）に掲載するとともに、同日以降、上記５の（１）の場所において配布します。

7 提出書・提案書等について

（１）提出書（協同組合・共同企業体共通：様式－３－１、協同組合の場合は定款、組合員名簿、事業計画書等の写し、共同企業体の場合は、様式－３－２・様式－３－３）の受領期限並びに提出場所及び提出方法

平成２９年２月２８日（火）１７時００分までに、上記５の（１）に１部持参してください。

（２）提案書等（様式－４－１、４－２、４－３、４－４、５－１、５－２、５－３、５－４）の受領期限並びに提出場所及び提出方法

平成２９年２月２８日（火）１７時００分までに、上記５の（１）に１部持参してください。

①提案書の提出は、参加表明者の所属する協同組合等で１提案のみとしてください。

②上記の受領期限以降における提案書等の内容変更及び再提出は認めません。

（３）提案書等の作成について

①提案書等は、別添の様式（様式－４－１、様式－４－２、様式－４－３、様式－４－４）に基づき作成する。

ア 片面使用、横書きとする。

イ 様式－４－１、様式－４－２、様式－４－３、様式－４－４には、今回の提案を評価項目毎に２枚以下（計８枚以下）にまとめて簡潔に記載すること。

ウ 文書を補完する図表、写真等を使用することも可とする。

エ 提案は、「連携・連絡体制に対する提案」「自動車専用道路の維持管理全般に対する提案」「緊急時の対応に関する提案」「料金収受に関する提案」について提案すること。

②業務実施体制（様式－５－１）、主要業務実績表（様式－５－２、様式－５－３）の作成に当たっては、以下の項目に留意すること。

ア 業務実施体制に記載した配置予定技術者のうち、主任技術者、除雪機械のオペレータ、料金収受員の資格・経歴等を記載するものとする。

イ 保有資格はそれぞれの様式に記載するものとする。

ウ 同種又は類似の業務実績は、提案要請の日から過去５年以内に業務した実績とし、記載件数は５件以内とする。なお、契約内容及び業務目的がわかる資料（契約書の写し、仕様書等）を添付すること。

8 プロポーザルの審査及び業務委託候補者の選定並びに契約の相手方の決定

プロポーザルの審査は、次の各号の定めるところによる。

（１）プロポーザルの審査は、４に定める評価項目に基づき審査し、技術提案書の評価を行い、業務委託候補者１名及び次点者１名を選定する。

（２）業務委託候補者には、当該業務内容について、単独随意契約により業務を委託する。

（３）審査結果については、企画提案書提出者全員に通知するとともに公表する。

（４）この手続きに参加した者（協同組合等）が、９（５）（６）の失格条項等に該当する場合は、その者（協同組合等）とは契約の締結は行わない。

なお、この場合は、次点の者を業務委託候補者とする。

（５）単独随意契約方法は、別記「契約の方法及び見積の条件」に基づき、見積合せによる

ものとし次のとおり行うものとする。

①見積合せの日時 平成29年3月21日(火) 午前10時00分

②見積合せの場所 福島県西白河郡矢吹町下宮崎166番地
福島県道路公社 会議室

9 失格条項等

次の各号の一つに該当する場合、プロポーザルは失格とする。

- (1) 提案書等が、提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- (2) 提案書等が、様式及び本要領に示された条件に適合しないもの。
- (3) 提案書等に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (4) 提案書等に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (5) 提案書等に虚偽の内容が記載されているもの。
- (6) 本要領に定められた以外の手法により、審査委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的、間接的に求めた場合。

10 各種様式等

プロポーザルの様式は、以下による。

- | | |
|------------------------|------------------|
| ①質問書 | 様式-1 |
| ②質問回答書 | 様式-2 |
| ③プロポーザル送付書(参加表明書) | 様式-3-1 |
| ④共同企業体 | 様式-3-2、様式-3-3 |
| ⑤提案書 | 様式-4-1~4 |
| ⑥業務実施体制 | 様式-5-1 |
| ⑦主任技術者、除雪機械オペレーター業務実績表 | 様式-5-2 |
| ⑧受注管理業務実績 | 様式-5-3 |
| ⑨最寄ICまでの到着時間 | 様式-5-4 |
| ⑩プロポーザル審査結果通知書 | 様式-6-1(業務委託候補者用) |
| ⑪プロポーザル審査結果通知書 | 様式-6-2(次点者用) |
| ⑫プロポーザル審査結果通知書 | 様式-6-3(非選定者用) |

※本プロポーザルで使用する各様式は、福島県道路公社ホームページ(<http://www.dorokosha-fukushima.or.jp/>)から取得することができます

11 その他

- (1) 提案書等に記載された個人情報、本業務においてのみ使用するものとし、本人の同意を得ずに第三者に開示することはない。
- (2) 提出された提案書は返却しない。
- (3) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された提案書は、審査及び説明の目的に、その写しを作成し使用することができるものとする。
- (5) プロポーザルの審査の公平性、透明性及び客観性を期すため、業務委託候補者、次点者については、会社名を公表することを原則とする。また、業務委託候補者以外の者が選定されなかった理由について説明を求めた場合には、その者の取得点数を説明することとするが、各配点者(審査委員)の配点は非公開とする。